

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-DP-2019-001

申 立 人：X

申立人代理人：弁護士 水戸 重之
 弁護士 中野 祐嗣
 弁護士 藤巻 伍
 弁護士 平 龍大
 弁護士 松本 太朗

被 申 立 人：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Y）
 代表理事 鈴木 秀典

被申立人代理人：弁護士 辻居 幸一
 弁護士 佐竹 勝一

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 日本アンチ・ドーピング規律パネルが 2019-001 事件について 2019 年 10 月 30 日にした決定のうち、「本規程 10.2.2 項及び同 10.5.1.2 項により、2019 年 7 月 26 日より 5 ヶ月間の資格停止とする。」との部分を取り消す。
- 2 日本アンチ・ドーピング規程 10.2.2 項、同 10.5.1.2 項に従い、2019 年 7 月 26 日より 4 ヶ月間の資格停止とする。
- 3 申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 55 条第 7 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 50 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

1 事案の概要

(1) 当事者

申立人は、水泳の競泳選手である。

被申立人は、日本においてアンチ・ドーピング活動を推進する公益財団法人である。

(2) 請求の趣旨及び答弁

申立人は、2019年5月30日に開催された「大会A」に出場し、競技後に実施されたドーピング検査（以下「本件検査」という。）を受けたところ、同人から採取された尿検体から世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という。）が公表する2019年禁止表国際基準に定める非特定物質である「S 1.2 Other Anabolic Agents」であるエノボサルム（オスタリン）（enobosarm (ostarine)）（以下「オスタリン」という。）が検出された。このため、日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA規程」という。）2.1項の違反があったとして、同年10月30日付で下記の決定（以下「原決定」という。）を行った。

- ・ JADA 規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ JADA 規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日である 2019 年 5 月 30 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 7 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（大会 A における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒章はいずれも剥奪される。
- ・ JADA 規程 10.2.2 項及び同 10.5.1.2 項により、2019 年 7 月 26 日より 5 か月間の資格停止とする。

本件は、申立人が、原決定のうち「JADA 規程 10.2.2 項及び同 10.5.1.2 項により、2019 年 7 月 26 日より 5 ヶ月間の資格停止とする。」との部分を取り消し、より短い期間の資格停止期間とする判断を求めて仲裁申立てをした事案である。

これに対し、被申立人は、申立人の請求を棄却し、仲裁費用は申立人の負担とするとの仲裁判断を求める旨を答弁した。

2 前提事実及び当事者の主張

本件の事実経過について、申立人及び被申立人の間に概ね争いはない。とりわけ、本件検査で検出されたオスタリンが申立人の体内に侵入した経路が、申立人が2019年2月4日にB社から購入した同社製のイミダペプチドドリンクを摂取したことである点につき、両当事者間に争いはない。また本件において、申立人が「過誤又は過失がない」ことを主張していないことからJADA規程10.4項が適用されないこと、及び申立人が「重大な過誤又は過失がないこと」を証

明できるとともに、検出された禁止物質が汚染製品に由来することから JADA 規程 10.5.1.2 項が適用されることについても争いが無い。従って、本件資格停止処分は、申立人の「過誤の程度」によって、最短で資格停止期間を伴わない譴責から最長 2 年間の範囲で資格停止期間が短縮されることになる。そして、本仲裁における争点が、申立人の「過誤の程度」に照らした具体的な資格停止期間のみである点についても、申立人と被申立人の間に争いが無い。

(1) 前提事実

申立人は、2018 年夏又は秋ごろ、兄の C（以下「兄」という。）から B 社製のイミダペプチドドリンクを譲り受け、主に水中練習及び競技前に摂取するようになった。

申立人が B 社の製品を摂取するようになったのは、以前からウエイトトレーニング等で指導を受けていたトレーナー（以下「トレーナー」という。）に勧められたからである。

2019 年 2 月 4 日、申立人は、兄を通じて B 社から本件製品を購入した（以下、申立人が摂取した B 社製のイミダペプチドドリンクのうち、2019 年 2 月 4 日に購入して以降摂取したものを「本件製品」という。）。強化合宿が開始された 2019 年 2 月 18 日以降は、練習がある日には日常的に摂取し、本件検査の直前まで継続的に摂取した。

申立人が、本件検査の直前で受けたドーピング検査は、2019 年 4 月 3 日に大会 E に出場した際のもので、結果は陰性だった。これ以降で本件検査までに摂取したサプリメントは 9 種類、医薬品は 3 種類あり、本件製品はそのサプリメントのうちの 1 つである。

2019 年 5 月 30 日、申立人は「大会 A」に出場した。この日は、午前 11 時と午後 5 時 10 分頃にそれぞれ 1 包ずつ本件製品を摂取した。検査前日と前々日にも 1 包ずつ本件製品を摂取している。申立人は、決勝レース終了後に本件検査を受けた。ドーピング・コントロール・フォームには、決勝レース直後に飲んだアミノバイタルのみをサプリメントとして記入し、本件製品を含め他のサプリメントは記入しなかった。

2019 年 7 月 26 日、被申立人である公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、違反が疑われる分析報告を申立人に対して行った。

その後、申立人の代理人弁護士が所属する TMI 総合法律事務所が WADA 公認の検体分析機関株式会社 LSI メディエンスに依頼して本件製品を分析したところ、2019 年 9 月 20 日、本件製品 1 包（20g）あたり約 18ng のオスタリンが含まれるとの結果が出た。他方で、上記のサプリメント 9 種類と医薬品 3 種類から

本件製品と水泳日本代表公式スポンサーの製品であるアミノバイタル GOLD を除くすべてを検査したところ、いずれもオスタリンは検出されなかった。

(2) 申立人の主張の要旨

申立人は、資格停止期間として 3 か月が相当であると主張した。その主張の要旨は以下の通りである。

① 本件に以下の事情が認められる。

- ・ 本件製品がオスタリンに汚染されていると申立人が認識することは不可能だった。
- ・ 申立人がイミダペプチドドリンクを摂取していたにもかかわらずドーピング検査において陰性だった経験が複数あった。
- ・ B 社はアスリートに信頼されている日本企業である。
- ・ トップアスリートを含む多くのアスリートがイミダペプチドドリンクを使用しており、これを原因とするドーピング違反者は出ていなかった。
- ・ 申立人は、イミダペプチドドリンクの摂取に際し、当該製品に禁止物質が含まれていないことを確認するために十分な情報収集をしていた。
- ・ 検出された禁止物質の数値が極めて低濃度である。

② 以上の事情を参酌すると、JSAA-DP-2016-001 事件、規律パネル決定 2015-001 事件と比較して申立人の過誤の程度は低く、JSAA-DP-2016-001 事件で相当とされた 4 か月よりも短い資格停止期間が適切である。

(3) 被申立人の主張の要旨

被申立人は、資格停止期間として 2 か月から 4 か月が相当であると主張した。その主張の要旨は以下の通りである。

① 本件には以下の事情が認められる。

- ・ 本件製品が、市販していない、公開情報がないサプリメントであること。
- ・ 本件製品の製造者の情報がないこと。
- ・ 本件製品のロット番号等の製造情報が不明なこと。
- ・ 本件製品が、長年にわたり日本国内において販売され、多くの競技者に使用され安全性が高い製品であったという客観的情報は認められないこと。
- ・ 申立人が、本件製品の使用につき、ドーピングに関する専門的知識を有する医師に相談した事実は認められないこと。
- ・ 申立人が、ドーピング・コントロール・フォームに「アミノバイタル」とし

か申告していないこと。

- ② 以上の事情を参酌すれば、本件においては、JSAA-DP-2016-001 事件で下された「4 か月の資格停止期間」が参考となる。

なお、被申立人代理人は審問において、上記の主張が、資格停止期間を 5 か月間とする決定を下した原決定の判断が不当だとする趣旨ではないが、本仲裁ではあくまで 2 か月から 4 か月の資格停止期間が相当だと主張する旨を述べた。

3 本件スポーツ仲裁パネルの判断

① 「過誤の程度」の判断基準

競技者は、アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負う（JADA 規程 24.1.3 項）。禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務であり、自己の検体に禁止物質が存在した場合には、競技者はその過誤の有無にかかわらず責任を負う（JADA 規程 2.1.1 項及びその解説）。このことは、サプリメントの誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性となった場合にも当てはまり、競技者に対しては、サプリメントの汚染の可能性に関して注意喚起がなされている（JADA 規程 10.4 項の解説）。

JADA 規程は、「過誤」の定義の中で、「過誤の程度」の判断要素について次のように定めている（JADA 規程付属文書 1 定義）。

「過誤」とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が 18 歳未満の者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技カレンダー上の時期は、第 10.5.1 項又は第 10.5.2 項に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。

なお、汚染製品により禁止物質を摂取したとされる競技者が、検査時に提出するドーピング・コントロール・フォームに当該製品の使用を申告した場合には、過誤の程度の判断に有利となる（JADA 規程 10.5.1.2 項の解説）。しかし、申立人は本件検査において本件製品の使用を申告しなかった。

② 申立人の経験及びサプリメントの使用に関する認識

申立人は、2011年10月27日に初めてドーピング検査を受けて以来、計32回のドーピング検査を受けている。これらの検査では、本件検査で陽性反応が出るまでは、いずれも禁止物質は検出されなかった。また申立人は、2014年ごろから、日本水泳連盟が主催するナショナル合宿などの際に、JADA が実施するアンチ・ドーピングに関する講習を、毎年1回程度受講してきた。こうした経験から、申立人は、サプリメントの摂取については、表示成分の内容如何にかかわらず禁止物質の混入のリスクがあることについて認識すべきであり、現に認識していたことが認められる。

申立人は、2019年4月2日（直前のドーピング検査日）から2019年5月30日（本件検査日）の期間に限っても9種類のサプリメントを摂取している。その中でイミダペプチドドリンクを摂取した目的は、含有されるアルギニンを摂取することで血管を広げ血流をよくすることにあり、申立人は、この目的に即して水中練習及び競技前にこれを使用した。アルギニンを摂取する目的では、2016年冬ごろからB社製の市販サプリメントであるアルギニン5000を服用していたが、申立人は、イミダペプチドドリンクがこれを改良したサプリメントだとの認識の下、2018年の夏又は秋ごろからアルギニン5000に代えて使用するようになった。

申立人がサプリメントを摂取する際には、製品ラベルの成分表示に記載されている成分を確認し、疑義が生じた場合にはGlobal DRO JAPAN サイトで調査し、禁止物質が含まれていないことを確認したうえで摂取するよう心掛けていた。

③ 申立人が本件製品の摂取に際して払った注意

申立人は、2016年にトレーナーの勧めによりB社の製品の摂取を開始し、その際にトレーナーに禁止物質が含まれている可能性がないか質問し、「B社はドーピングに特に気を遣っており、現に多数のトップアスリートも使用しているから、ドーピング禁止物質が含まれている心配はない」との説明を受けた。

さらに2018年の夏又は秋ごろ、トレーナーにB社の「イミダペプチドドリンク」を勧められた際にも、その安全性について説明を求め、オリンピック出場経験のある選手も含め「他の選手も飲んでいますが、ドーピングで問題は発生し

ておらず、大丈夫である」と言われた。また、自ら競泳のオリンピック選手でイミダペプチドドリンクを摂取していた兄から、2017年にB社を訪問して同社社長と面会した際に、「当社はドーピング違反となる禁止物質の混入がないように気を付けているので、当社の製品はアスリートにも安全な製品である」と説明を受けたと伝えられた。申立人自身も、イミダペプチドドリンクを兄から譲り受けて摂取を開始するに先立って、製品ラベルの成分表示を確認するとともに、Global DRO JAPAN サイトで検索を行い、オスタリンを含む禁止物質が表示されないことを確認した。

申立人は、2018年夏又は秋ごろ、兄から譲り受けたイミダペプチドドリンクを競技会前などに摂取するようになった。そして2019年2月4日に兄を通じて本件製品を購入し、継続的に摂取するようになった。

④ 本件検査以前のドーピング検査の結果

申立人は、これまでの受けた32回のドーピング検査のうち、少なくとも直近2回は、B社製のイミダペプチドドリンクの摂取を開始した後に行われた。

申立人は、2018年11月9日から11日にかけて開催された「大会D」に出場した4日後の2018年11月15日にドーピング検査を受けた。この競技会の期間中に申立人はイミダペプチドドリンクを合計5包飲んでしたが、検査結果は陰性だった。

申立人は、2019年4月2日から8日にかけて開催された「大会E」に出場し、開催期間中の2019年4月3日の早朝にドーピング検査を受けた。この競技会の直前、2019年3月25日から2019年4月2日にかけて、申立人は本件製品を少なくとも合計8包飲んでしたが、検査結果は陰性だった。

この2回のドーピング検査の際に摂取したイミダペプチドドリンクは、本件検査の際に摂取した本件製品と、同一会社製の同一製品であり、同一ロットで製造されたものである。

⑤ 「過誤の程度」の評価

以上の事実に基づき、本件における申立人の「過誤の程度」について検討する。

申立人は、本件製品の摂取を開始するに先立って、製品ラベルの成分表示を確認し、Global DRO JAPAN サイトを検索し、禁止物質が表示されないことを確認するとともに、兄を通じてではあるが、製造会社の社長から、同社の製品がドーピング違反となる禁止物質の混入がないよう気を付けているとの言明を得ている。本件製品の使用はトレーナーの勧めによるもので、そのトレーナーから、製造会社がドーピングに気を使っていること、他のアスリートも当該製品

を含めた同社製品を使用していると説明を受けている。こうした事実からは、申立人が、本件製品に禁止物質が混入しているリスクについて、自ら一定の調査を行ったことが認められる。

また、本件製品が一般にリスクが高いとされる外国企業の製品ではないことや、海外インターネット通販で購入したものではないこと、本件製品や同じ製造会社の他の製品を他のトップアスリートも使用していると伝えられていたこと、また同社製品を使用する他の競技者からドーピング検査で陽性反応が出た例がこれまでなかったことも、申立人が本件製品に禁止物質が混入している危険性が低いと考えた理由として認められる。さらに、申立人が本件製品の摂取を開始してからドーピング検査を2度受けたにもかかわらず陽性反応が出なかったことも、同一製品でかつ同一ロットの本件製品を汚染リスクが小さいとして摂取を続けた理由として合理性を有する。こうした事情は、申立人の過誤が相対的に小さいと判断すべき事由といえる。

しかし、申立人が本件製品の使用にあたって助言や説明を求めたトレーナーと兄は、医薬品やアンチ・ドーピングの専門家ではなく、申立人が本件製品の摂取に際して医師やアンチ・ドーピングの専門性を有する人に相談した事実は認められない。また、本件製品の製造者は国内の会社とはいえ、本件製品が限られたルートでしか販売されておらず、国内で長期にわたり多くの競技者に使用され安全性が高いと客観的に判断できるとはいえず、禁止物質の混入リスクを過小評価することはできない。製造会社の社長の説明も、兄への口頭での説明を間接的に伝えられたに過ぎず、その内容も「気を遣っている」「気を付けている」といった漠然としたものにとどまり、申立人が不純物の混入リスクに知見のある中立的第三者に相談した事実は認められない。

ただし、トレーナーは日本水泳連盟の医事委員会の委員で、日本代表チームにしばしば正式の立場で帯同する人であるとされ、申立人がそうした立場のトレーナーのサプリメントについての助言を信頼し、またそのトレーナーと個人的つながりがある人が社長を務めるB社の製品を信頼したことが認められる。

⑥ JSAA-DP-2016-001 事件及び規律パネル決定 2015-001 事件との均衡

以上の過誤の程度を踏まえ、両当事者の引用する2つの先例との均衡を考慮して、申立人に適用されるべき資格停止期間を判断する。

ア. JSAA-DP-2016-001 事件は、競技者が継続的に摂取していたサプリメントが汚染製品だった事案において、資格停止期間が4か月とされたものである。本件との比較では、競技者が問題のサプリメントを継続的に摂取していたにもかかわらず、過去のドーピング検査において陽性反応が出なかった点

で類似する。

本件の申立人と同事件の競技者を比べると、申立人の方が過誤の程度が低いと考えるべき要素が複数ある。具体的には、①当該事件では一般に危険といわれる外国企業の製品が問題となったのに対し、本件では日本企業の製品が問題となったこと、②当該事件では海外インターネット通販で購入していたのに対し、本件では製造会社から直接購入していたこと、③当該事件ではサプリメントの摂取にあたりチームメートと情報交換したに過ぎないのに対し、本件ではトレーナーの勧めに従い、相談の上で摂取していたこと、④当該事件では製造会社に製品の安全性について照会していないのに対し、本件ではトレーナー及び兄を通じて確認をしていること、である。

他方で、申立人の方が過誤の程度が高いと考えるべき要素も存在する。申立人は国際レベルの競技者で、ドーピング検査やアンチ・ドーピング教育の経験が豊富で、同事件の国内レベルの競技者よりより高度な注意が期待される。また申立人は、同事件の競技者と異なり、検査時のドーピング・コントロール・フォームに本件製品の摂取を申告しておらず、この点につき申立人を有利に扱う事情は存在しない。

以上を踏まえると、本件において申立人に適用すべき資格停止期間は、JSAА-DP-2016-001 事件と同じ4か月が適切というべきである。

イ. 規律パネル決定 2015-001 事件では、競技者の検体から検出された禁止物質が同競技者の服用したサプリメントに混入していた事案で、資格停止期間は8か月が相当とされた。なお、この事件では、検出されたのが特定物質だったため、規律パネルは問題の製品が汚染製品に該当するかの認定は行わず、競技者の過誤の程度について検討している。

この事件の競技者についても、外国企業の製品を海外インターネット通販で購入していた、また摂取するにあたり専門家に相談していないなど、本件の申立人より過誤の程度が大きいと考えるべき要素が認められる。加えて、同事件では、製品ラベルの成分表示に実体が不明な物質が表示されており、この物質に禁止物質が含まれていたと考えられると認定され、また製造会社の公式ウェブサイトには、少なくとも聴聞パネルの審問が開催された時期には禁止物質の別名が含有成分として表示されていたこと、また問題の製品の製品名をインターネット検索すると、同製品の危険性について警告する記事や、禁止物質の含有について明記する販売業者のウェブサイトが表示されたという事実が認定されている。こうした事実は、同事件が本事件と異なり、競技者が基本的な注意を払っていれば禁止物質の侵

入を避けられた事案であることを示している。

以上を踏まえると、規律パネル決定 2015-001 事件は本件と事案を異にし、4 か月の資格停止期間を適当とする上記判断を妨げるものではない。

4 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2019 年 11 月 12 日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 溜箭 将之

仲裁地：東京